

特定健康診査・後期高齢者健康診査

大網病院のみ、がん検診も同時に受けられます(負担金あり)。

▼対象
①40歳以上で受診時に国民健康保険に加入している方
(令和8年度中に40歳になる方も受診可)
②受診時に後期高齢者医療制度に加入している方
※対象の方には、5月上旬に受診票などを送付します。

▼費用 無料

▼注意事項 Ⅱ年度内に人間ドック助成金を利用予定の方は、健診の受診はできません

大腸がん検診は、事前に健康増進課に申し込みください。がん検診は国民健康保険加入者以外の方も受診できます。

地区指定日は、受診票に記載された対象地区の方のみが受診できます。
入場整理券は当日の朝9時



個別健診
市内外の契約医療機関で健康診査を受けることができます。希望する方は、契約医療機関へ問い合わせください。

特定健康診査・後期高齢者健康診査

日程	対象地区	会場
5月20日(水)	上貝塚、上谷新田、柿餅上貝塚入会地、清名幸谷、北横川、富田(九北地区を除く)、北飯塚(わらび台地区)、南飯塚(わらび台地区)	大網白里アリーナ (メインアリーナ) ※スリッパをお持ちください。
5月21日(木)	木崎、南横川、星谷、大網(星谷、九北、福田地区)、富田(九北地区)、仏島(星谷地区)、駒込(星谷地区)	
5月22日(金)	南飯塚(わらび台を除く)、北飯塚(わらび台を除く)、柿餅、柳橋、経田(星谷地区)	
5月27日(水)	地区指定なし (どなたでも受診できます)	
5月28日(木)		農村環境改善センター (いずみの里)
6月16日(火)	下ヶ傍示、二之袋、清水、北今泉、南今泉	
6月17日(水)	四天木、細草、長国、北吉田、九十根、桂山	
6月18日(木)	地区指定なし (どなたでも受診できます)	
6月19日(金)		保健文化センター (3階ホール)
7月7日(火)	ながた野、みずほ台、みやこ野、永田、萱野、砂田、小中、神房、池田、南玉、餅木、東駒込、駒込(星谷地区を除く)、経田(星谷地区を除く)	
7月8日(水)		
7月9日(木)	みどりが丘、季美の森南、山口、小西、養安寺、金谷郷、大竹、仏島(星谷地区を除く)、大網(星谷・九北・福田を除く)	
7月10日(金)		
7月11日(土)		
7月28日(火)	地区指定なし (どなたでも受診できます)	
7月29日(水)		
7月30日(木)		
7月31日(金)		

▼実施期間
令和9年3月31日(水)まで
詳細は受診票送付時に同封するお知らせをご覧ください。

市民課国保班
市民課国保班
☎(70) 0334

（後期高齢者健康診査）
市民課高齢者医療年金班
☎(70) 0336

（がん検診）
健康増進課成人保健・予防班
☎(72) 8321

ねんきんナビ 学生納付特例制度

学生の方で所得が少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは学生納付特例を申請できます。前年所得などを審査し承認されると、保険料の納付が猶予されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

▶対象=大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の方
※国内に住所を置いたまま留学している方は、問い合わせください。

▶所得基準(申請者本人のみ)
128万円+(扶養親族の数×38万円)+社会保険料控除額など
※所得基準を超えていても退職を考慮した審査を受けられる場合があります(ただし、雇用保険被保険者離職票などの添付が必要です)。

▶必要書類
・基礎年金番号がわかるもの
・学生証(表裏のコピー)または在学証明書(原本)
・身分確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

▶学生納付特例の承認期間
4月(または20歳到達日が属する月)~年度末(3月末)

▶申請先=住民登録をしている役所または年金事務所
※申請手続きは毎年必要です。
※令和7年度に学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請ができます。マイナポータルを利用した電子申請も可能です。

☎千葉年金事務所
☎043(242)6320
市民課高齢者医療年金班
☎(70) 0336

令和8年度後期高齢者医療保険料・介護保険料特別徴収の仮徴収が開始

◆仮徴収とは?

年間保険料が、7月に確定するため、年6回の特別徴収(年金からの納付)の期間のうち、前半3回(4・6・8月)は仮徴収、保険料が確定して以降の後半3回(10・12・2月)が本徴収となります。保険料確定後の本徴収のみでは1回当たりの徴収額が高額となることから、軽減を図るために暫定金額で仮徴収を行っています。

令和8年度の確定した年間保険料は、7月に通知します。

◆特別徴収となる方
①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付しており、令和8年2月の年金から保険料

◆普通徴収となる方(納付書または口座振替による納付)
▶納期 7月(令和9年2月(年8期))

▶対象
①令和7年12月1日時点で高齢基礎年金を受給していない方
②年間の年金額が18万円未満の方

▶対象
①令和7年12月1日時点で高齢基礎年金を受給していない方
②年間の年金額が18万円未満の方

が天引きされている方が令和7年10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に新たに加入した方、または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

※①の方の1回当たりの仮徴収額は、令和8年2月の特別徴収額と同額。
※②に該当する方のみ、4月初旬に仮徴収額決定の通知書を送付予定。

※年金を複数受給している、合計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。

③後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分以上となる方
※後期高齢者医療保険料の場合のみ。

固定資産税に関するお知らせ

①土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
自己の土地・家屋の評価額を市内の他の土地・家屋と比較し、適正かどうか確認できる制度です。
▶縦覧できる方
・土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)=本市に土地を所有し、固定資産税が課税されている方
・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)=本市に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
▶手数料=無料

②固定資産課税台帳の閲覧
自己の土地・家屋の固定資産課税台帳の閲覧を求めることができます。
▶閲覧できる方=本市に土地・家屋を所有している方(納税義務者)、土地・家屋の借地人・借家人など
▶手数料=閲覧期間中は無料

◆縦覧・閲覧について
▶日時=4月1日(水)~30日(木)8時45分~16時30分 ※(土)、(日)、(祝)を除く。
▶場所=税務課
▶持ち物=運転免許証などの本人確認書類、借地人・借家人は賃貸借契約書など
▶注意事項
・代理人は委任状が必要です。
・法人は法人の代表者印が押印された申請書と、来庁される方の本人確認書類が必要です。

◆令和8年度固定資産税納税通知書の発送
▶発送予定日=4月10日(金)
▶第1期納期限=4月30日(木)
※固定資産税納税通知書は再発行不可のため、大切に保管してください。

☎税務課資産税班 ☎(70) 0322

◆特別徴収の納期

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
年間保険料確定 暫定金額で徴収			(年間保険料—仮徴収分)を 3回に分けて徴収		

食品ロスを意識し、作った料理は残さないようにしましょう。家庭で使用した食用油は、リサイクルしましょう。

☎地域づくり課環境対策班 ☎(70) 0386